

## 議案第71号

大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定について  
大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

### 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市が管理する公共施設等に放置された自動車の処理に関し必要な事項を定めることにより、公共施設等の機能を速やかに回復し、及び公共施設等の景観を維持することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 市が所有又は管理する土地及び施設をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 放置自動車 公共施設等に正当な理由なく置かれている自動車をいう。
- (4) 所有者 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を現に有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (5) 廃物 放置自動車であって、自動車として本来の用に供することが困難かつ有価物でないと認められる状態にあるものをいう。

#### (放置の禁止)

第3条 何人も、正当な理由なく公共施設等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

#### (調査)

第4条 市長は、放置自動車を発見したときは、市長が指定する職員をして当該放置自動車の状態、所有者その他必要な事項を調査させるものとする。

2 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (警告書)

第5条 市長は、放置自動車の撤去を促すための警告書を当該放置自動車に貼り付けるものとする。

(撤去勧告)

第6条 市長は、第4条第1項の調査の結果、放置自動車の所有者が判明したときは、当該所有者に対し、前条の警告書を貼り付けた日の翌日から起算して1月を期限として放置自動車を撤去するよう勧告するものとする。

(撤去命令)

第7条 市長は、前条の勧告を行ったにもかかわらず、所有者が期限を経過しても放置自動車を撤去しないときは、当該所有者に対し、当該期限の日の翌日から起算して2週間を期限として放置自動車を撤去するよう命ずるものとする。

(移動及び保管)

第8条 市長は、放置自動車の所有者が前条の命令に従わないとき又は第5条の規定による警告書を貼り付けた日から起算して2月を経過した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

(1) 第4条第1項の調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者が判明しないとき。

(2) 放置自動車の所有者の住所又は居所が不明であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等の機能に著しく支障を生じさせ、又は生じさせるおそれがあり、緊急に放置自動車の撤去が必要と認める場合は、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。この場合において、第6条の撤去勧告及び前条の撤去命令の手続を省略することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車が置かれていた場所又はその付近にその旨及び当該放置自動車の引取りに関し必要な事項を表示し、並びに規則で定める事項を告示しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、保管した放置自動車を所有者に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該放置自動車の返還を受けるべき所有者であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

(廃物認定)

第10条 市長は、第5条の規定による警告書を貼り付けた日から起算して2月を経過し、及び第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車を廃物として認定することができる。この場合において、第8条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管の処理を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定しようとするときは、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前2項の規定により放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該放置自動車を次条の規定により廃棄する旨並びに規則で定める事項を告示するものとする。

(廃物認定をした放置自動車の廃棄)

第11条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から起算して1月を経過してもなお当該放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を廃棄することができる。

(費用の請求)

第12条 市長は、第8条第1項及び第2項に定める放置自動車の移動及び保管に要した費用並びに前条に定める放置自動車の廃棄に要した費用を当該放置自動車の所有者に請求しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(教育委員会所管の公共施設への適用)

第13条 この条例を教育委員会が所管する公共施設等に適用する場合には、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(補則)

第14条 放置自動車の処理に関し法令に定めがある場合は、当該法令に従い処理しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。